

宅地建物取引士証「再交付」申請者 各位

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

宅地建物取引士証「再交付申請」 (紛失・盗難・汚損・切り替え等による再交付の手続き)

宅地建物取引士証(以下、宅建士証)の再交付申請にあたっては、次の必要書類等を当会へ「ご郵送」ください。

※必要書類

1 宅地建物取引士証再交付申請書(様式7号の5)

・「記入欄(灰色の網掛け)に必要な事項を記入」いただき、「認印を押印(1カ所)」してください。

●「再交付を申請する理由」●

- ①申請理由が「亡失(紛失・盗難など)」の場合は、必ず警察に届け出ていただき、警察署名及び届出日などを記載してください。 ※自宅や事務所での紛失はこの限りではありません
- ②宅地建物取引士証への切替交付の申請(下記参照)は「5.その他の事由」を選択してください。

2 再交付申請手数料 4,500円(京都府申請手数料)

● 納付方法 ●

郵便局にて備え付けの用紙で下記の本会指定口座にお振込みください。

口座番号 01010-5-24693

加入者名 (公社)京都府宅地建物取引業協会

注1) 備え付け用紙の通信欄に氏名・住所を必ずご記入ください。

注2) 下記③ 証明写真「貼付用紙」の記入欄に振込局名・振込日をご記入ください。

3 証明写真「貼付用紙」

・「氏名欄をご記入」いただき、「証明写真を貼付(1カ所)」してください。

● 証明写真 1枚 ※詳細は貼付用紙に記載 ●

・縦3cm×横2.4cmのカラー証明写真(上半身(肩上)・無帽・無背景・6ヵ月以内に撮影したもの)

※ 受付できない証明写真 ※

・背景(物や人物)がある ・顔や髪が枠に収まっていない ・不鮮明で本人確認ができない、等

4 返信用封筒(宅建士証の送付用)

・「住所・氏名を記入」いただき、「404円分の切手を貼付」してください。

● 申請から交付まで ●

- ・約2~3週間程度のお時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。
- ・切替交付等により「取引主任者証」をお持ちの場合は、宅建士証の受領後、必ずご返納ください。

【宅地建物取引士証への切替交付について】

平成27年4月1日以降、お手持ちの「宅地建物取引主任者証(以下、主任者証)」については、その有効期間内において「宅地建物取引士証」とみなされ、宅地建物取引業務にてそのまま使用いただくことができますが、ご本人の希望により「主任者証」から「宅地建物取引士証」への切替交付を受けることができます。

※ご注意※

主任者証の更新期(有効期日の6ヵ月以内)の方は、当会が実施する「法定講習会」の受講により、更新時に取引士証に切り替わりますので、法定講習会のお申込み手続きをしてください。

※ 再交付を受けた後で、更新されると交付申請手数料を二重(再交付分+更新分)にお納めいただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。



宅地建物取引士証再交付申請書

年 月 日

京都府知事 殿

郵便番号 (-)

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受講年月日

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号

2 6 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 15 の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由

太枠内の [] 網掛けの部分のみご記入ください。

確認欄 [] *

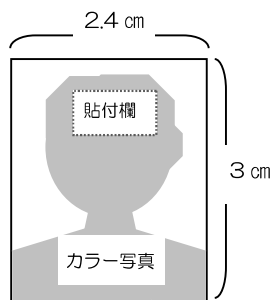
備 考

- 注 1 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
- 注 2 汚損、破損を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付すること。

[宅地建物取引士証]
証明写真「貼付用紙」

(氏名)

※「氏名」を写真の裏面にも記入の上、
貼付してください



○上半身、脱帽、正面向き、無背景で6ヶ月以内に撮影した写真

※ご注意※ 次の写真は受付できません。

- 人物、建物や家財道具、壁・障子・カーテンなどの模様が背景に写りこんでいるもの
- 顔・頭部・頭髪の一部が枠内に収まっていないもの
- 写真紙にプリントされていないもの（普通紙は不可）
- 表面が変色、色落ちするもの
- その他、本人特定が困難（不鮮明など）であるもの

※プリントアウトされる際の注意点※

この用紙は A4 紙での印刷用に作成していますが、印刷される際の用紙サイズ、プリンターの設定によっては、上記の写真貼付欄のサイズが実寸（縦3 cm・横2.4 cm）と大小の相違が生じる場合がありますので、必ず写真が既定のサイズであるか確認の上、貼付してください

【振込確認欄】

申請手数料「4,500 円」（京都府申請手数料）

※入金後、必ずご記入ください。

振込日	令和	年	月	日
郵便局名				

宅地建物取引士証 交付申請者 各位

「宅地建物取引士証」交付申請先のご案内

宅建士証 【交付申請書類】送付先（宛名ラベル）

※申請書等をご送付いただく際、宛名ラベルとして封筒等へ貼付ください。

【郵送先】

〒602-0915
京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3
(京都府宅建会館)
公益社団法人
京都府宅地建物取引業協会
宅建士証「再交付申請係」 行

簡易書留

※枠に沿って切り取って使用ください。

ご送付いただく際に

- ①必ず、郵便窓口にて簡易書留郵便でご送付ください。
- ②必ず、交付申請手数料4,500円を入金してください。
- ③必ず、書類等が全て整っているかご確認ください。

- 宅建士証送付用「封筒」（定型サイズ）
- 証明写真「貼付用紙」
- 宅地建物取引士証「再交付申請書(様式第7号の5)」